

## < 巻 頭 言 >

### これからの公衆衛生看護

平 野 かよ子

我が国において戦後築き上げられてきた社会保障制度の改革の一つとして、平成6年に保健所法が地域保健法に改正された。これらの改革は、昨今の経済発展の低迷を反映し、これまでの中央集権、行政主導的な政策から、地方分権に転換し、私権を尊重（受益者の選択）し、住民及び関係者と協働し、また、市場原理を積極的に導入しようとするものであった。地域保健法の改正においても、これらの理念は反映されているが、公衆衛生は感染症等の対策においては社会防衛的に公権力を行使し私権を尊重していないと評価されたことや、「公衆」という言葉が一般市民になじみのある言葉にならなかった等の理由により、地域保健法においては「公衆衛生」に代わり「地域保健」という言葉が使われるようになった。本法の主旨は、受け手の立場を重視し、保健・医療・福祉の縦割りを是正し、サービスの一元的な提供をめざすものであった。

しかしその後、阪神淡路大震災やO-157の集団発生、新興感染症の発生、結核の増加などのさまざまな健康危機が生じ、これらの問題への対応が地域保健という概念では十分とは言えず、改めて「公衆衛生」が着目されつつある。また、もう一方で、今日の社会構造の中で生じる保健・衛生の諸問題を的確に把握するために、公衆衛生が新たな枠組みや視点を示し、解決のための技術など提示することが求められている。公衆衛生を担う保健婦の活動原理である公衆衛生看護に対しても同様な期待がある。さらに、公衆衛生および公衆衛生看護は、社会情勢の変化により扱う問題や対応方法も変化するが、公衆衛生看護の場合、社会情勢の急激な変化に十分に対応してきたとは言い難く、その役割・機能が曖昧なものとなりつつある。

そこで本特集では、公衆衛生看護の今日的課題を捉え、今後、保健婦は何をしていくことが公衆衛生的であるのかについて論じ、公衆衛生看護への期待について、国の行政の立場から、また、新たに介護保険制度を立ち上げた福祉の立場から、さらには国際的な視野で日本の公衆衛生看護を捉えた立場から、多角的に論じて頂いた。また、新たな社会問題であり公衆衛生として取り組んできている問題として児童虐待について、新たな地域保健体制の中で公衆衛生の拠点としての保健所に期待される企画・調整の実態とそこでの保健婦の活動について報告して頂いた。これらを読まれた読者の方々が、それぞれの場において、今後、公衆衛生・公衆衛生看護とは何を行うものであるのかを議論し、理論化していくための検討の輪を広げていかれることを期待したい。公衆衛生が十分に機能することで、それぞれの地域に繋がりがあり、安全で安心して暮らせる住み心地の良い地域が創造されていることを示して行きたいものである。